

福井県報

第 338 号

令和 7 年
2 月 2 5 日 (火)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（２・地域医療課）…………… 2

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止（６９・地域福祉課）…………… 2
○国土調査の成果の認証（７０・農村振興課）…………… 2
○県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧（７１・同）…………… 3
○保安林の指定施業要件の変更の予定（７２～７６・森づくり課）…………… 3
○土地改良区の定款変更の認可（７７・福井農林総合事務所）…………… 5
○道路の供用の開始（７８・道路保全課）…………… 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による意見（２件・商業・市場開拓課）…………… 5
○公共測量の実施（土木管理課）…………… 6
○建築士法第 9 条第 1 項に基づく建築士の免許の取消し（建築住宅課）…………… 7
○令和 7 年二級建築士試験の実施（同）…………… 7
○令和 7 年木造建築士試験の実施（同）…………… 8

監査委員告示

- 監査の結果に関する報告の公表（４、５）…………… 8

内水面漁場管理委員会指示

- こいの取扱いの制限（７）…………… 2 5

内水面漁場管理委員会告示

- こいの取扱いの制限に係る水域の範囲（１）…………… 2 5

規 則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 2 月 2 5 日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第 2 号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則（昭和 2 5 年福井県規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
区分	金額	区分	金額
1 ～ 3 1 （略）	（略）	1 ～ 3 1 （略）	（略）
3 2 （略）	（略）	3 2 （略）	（略）
3 3 コロナウイルス（小児用）	1 万 5, 5 7 0 円		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福井県告示第 6 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 の規定により指定介護機関からその業務を廃止する旨の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 2 5 日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関 番号	サービスの種類	届出事項	名称	廃止年月日	介護機関住所
1892400027	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	廃止	認知症対応型 グループホーム五湖の郷	令和 7 年 2 月 1 日	〒 9 1 9 - 1 4 6 2 福井県三方上中郡若狭町田井 2 4 - 2

福井県告示第 7 0 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 調査を行った者の名称
大野市
- 2 調査を行った期間
令和4年7月から令和6年3月まで
- 3 調査を行った地域
大野市（大字菖蒲池Ⅱ）
- 4 成果の名称
大野市（大字菖蒲池Ⅱ）の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和7年2月6日

福井県告示第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（佐田1号堤地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年2月25日から
令和7年3月26日まで
- 3 縦覧に供する場所
美浜町土木建築課
美浜町土木建築課ホームページ

福井県告示第72号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市黒当戸21字荒谷1の1から1の4まで、1の7から1の14まで、1の16、1の17、1の27から1の29まで（以上3筆国有林）、22字黒谷1、2の1から2の9まで、3、23字野津又谷1の1から1の9まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第73号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
勝山市野向町牛ヶ谷103字甚上1の2、105字ノボリ1の6
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第74号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小浜市小屋63号緩ノ上18の1、20から23まで、24の1から24の3まで、25、27の1から27の3まで、28から31まで、33から40まで、41番・42番・43の1合併まで、43の2、44、45番・46番合併、47、50の1、50の3、51の2、53、55、56、57の1から57の4まで、59番・61番合併1、59番・61番合併2、60

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第75号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大飯郡高浜町坂田7号坂田6

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第76号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井市皿谷町56字正ヶ谷1の1、1の2、58字宮谷1の1、1の2、2の1、2の2、59字追分1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、6の2、60字古作1の1、1の2、2の1、2の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井県土地改良区	令和7年2月7日

福井県告示第78号

一般国道162号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和7年2月25日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	162号	三方上中郡若狭町鳥浜57号蓮海35番3から 三方上中郡若狭町鳥浜58号江尻20番3まで	令和7年 2月25日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年2月25日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(1) SUPER CENTER PLANT-3 清水店

(2) JA越前丹生農産物直売所 丹生膳野菜

(1) 福井県福井市三留町21号4番地

(2) 福井県福井市風巻町27-2

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社PLANT

代表取締役 三ッ田 佳史

福井県坂井市坂井町下新庄15-8-1

(2) 福井県農業協同組合

代表理事組合長 富田 勇一

福井県福井市大手3丁目2番18号

(3) 高縄 信隆

福井県福井市中野3丁目508

3 聴取した意見の概要

(1) 早朝および夜間に荷さばき作業を行う場合は、騒音等の苦情が発生しないよう周辺住民等に配慮すること。

(2) 夜間における車両走行音と荷さばき作業音の騒音レベル最大値の予測結果について、規制基準値を超過する地点があるため、騒音等の苦情が発生しないよう周辺住民等に配慮すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

AOSSA5階

福井市商工労働部商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く。） 6 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。 令和7年2月25日 福井県知事 杉本 達治 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ゲンキー大和田店 福井県福井市大和田町29字47 ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならび法人にあっては代表者の氏名 (1) ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一 福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番 (2) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博 東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号 (3) 株式会社ワークマン 代表取締役 小濱 英之 群馬県伊勢崎市柴町1732番地 3 聴取した意見の概要 (福井市) (1) 当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25KW以上の冷凍冷蔵室外機、空調室外機および送風機等が該当となる。 (2) 騒音規制法および振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。 (3) 福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規則基準を遵守すること。 【規制基準値（第3種区域）】 朝（AM6：00～AM8：00）：60dB	昼（AM8：00～PM7：00）：65dB 夕（PM7：00～PM10：00）：60dB 夜（PM10：00～AM6：00）：55dB (4) その他環境関係法令（騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・水質汚濁防止法等）の要件に該当する施設がある場合は、届出を行うこと。 (5) 早朝および夜間の搬入作業および荷捌き作業をなるべく避けること。なお、早朝および夜間に作業を行う場合は、騒音等の苦情が発生しないよう周辺住民等に配慮すること。 (6) 夜間における車両走行音と作業音の騒音レベル最大値の予測結果について、規制基準値を超過する地点があるため、騒音等の苦情が発生しないよう周辺住民等に配慮すること。 (7) 空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をすること。 (8) 店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。 (9) 建物③ワークマン建築確認申請手続きをすること。 4 聴取した意見の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1 AOSSA5階 福井市商工労働部商工振興課 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から1月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く。） 6 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和7年2月6日に福井県産業労働部公営企業課より公共測量の実施について
---	---

ての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和7年2月25日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
福井県産業労働部公営企業課
 - 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
 - 3 作業の期間
令和7年2月28日から令和8年1月30日まで
 - 4 作業の地域
坂井市三国町米納津他

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和7年2月25日
福井県知事 杉本 達治

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許の取消しを受けた建築士の別	免許の取消しを受けた建築士の登録番号	免許の取消しの理由
令和7年2月7日	武田 薫	二級建築士	第4016号	建築士法第9条第1項第2号による（死亡の届出）

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、令和7年二級建築士試験（以下「試験」という。）を実施するので、建築士法施行細則（昭和25年福井県規則第99号）第16条の規定により、次のとおり公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和7年2月25日
福井県知事 杉本 達治

- 1 試験日および時間
 - (1) 学科の試験
令和7年7月6日（日）午前10時10分から午後5時20分まで
 - (2) 設計製図の試験
令和7年9月14日（日）午前11時から午後4時まで
- 2 試験の場所
 - (1) 学科の試験
福井市文京3-9-1

福井大学（文京キャンパス） (2) 設計製図の試験 福井市文京3-9-1 福井大学（文京キャンパス） 3 受験資格 法第15条各号のいずれかに該当する者であること。 4 受験申込手続 (1) 受付期間 令和7年4月1日（火）午前10時から令和7年4月14日（月）午後4時まで (2) 申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（https://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項を入力し申込むこと。 なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和7年4月7日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。 5 合格者の発表 令和7年12月2日（火）ごろ（学科の試験については、令和7年8月25日（月）ごろ） 6 問合せ先 福井市御幸3丁目10番15号 一般社団法人福井県建築士会 電話 0776-24-8781 7 その他 設計製図の課題は、令和7年6月18日（水）ごろから公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（https://www.jaeic.or.jp/）において公表する。 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、令和7年木造建築士試験（以下「試験」という。）を実施するので、建築士法施行細則（昭和25年福井県規則第99号）第16条の規定により、次のとおり公告する。 なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。 令和7年2月25日 福井県知事 杉本 達治 1 試験日および時間 (1) 学科の試験 令和7年7月27日（日）午前10時10分から午後5時20分まで (2) 設計製図の試験	令和7年10月12日（日）午前11時から午後4時まで 2 試験の場所 (1) 学科の試験 福井市文京3-9-1 福井大学（文京キャンパス） (2) 設計製図の試験 福井市文京3-9-1 福井大学（文京キャンパス） 3 受験資格 法第15条各号のいずれかに該当する者であること。 4 受験申込手続 (1) 受付期間 令和7年4月1日（火）午前10時から令和7年4月14日（月）午後4時まで (2) 申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（https://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項を入力し申込むこと。 なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和7年4月7日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。 5 合格者の発表 令和7年12月2日（火）ごろ（学科の試験については、令和7年8月25日（月）ごろ） 6 問合せ先 福井市御幸3丁目10番15号 一般社団法人福井県建築士会 電話 0776-24-8781 7 その他 設計製図の課題は、令和7年6月25日（水）ごろから公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（https://www.jaeic.or.jp/）において公表する。 監査委員告示 福井県監査委員告示第4号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。 令和7年2月25日
---	---

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

定期監査等の結果および意見

- 第1 監査の概要
- 県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査等を実施した。
- 1 公表の対象機関
- 今回公表の対象とするのは、令和6年6月から令和7年2月までの間に定期監査および行政監査を実施したもののうち、普通会計および公営企業会計に係る237機関である。
- 2 監査の主眼および重点事項等
- (1) 定期監査（財務監査）においては、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行った。また、次の2点を重点事項として実施した。
- ア 現金等の取扱いについて
- イ 物品の管理について
- (2) 行政監査においては、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼とし、次を重点事項として監査を実施した。
- ア 職場内の防災対策について
- 3 監査の実施内容
- 対象237機関のうち、177機関については実地監査を、60機関については書面監査を実施した。

	対象機関	本 庁	出先機関	計		
					実地監査	書面監査
普通会計	知 事 部 局	7 4	5 6	1 3 0	1 0 3	2 7
	会 計 局	3	0	3	3	0
	教 育 委 員 会	6	4 7	5 3	2 5	2 8
	各 種 委 員 会	3	0	3	3	0
	公 安 委 員 会	3 2	1 1	4 3	3 8	5
	議 会 局	1	0	1	1	0
公営企業会計		3	1	4	4	0
計		1 2 2	1 1 5	2 3 7	1 7 7	6 0

- (1) 実地監査について
- 対象機関に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象機関の関係者から説明を受けて実施した。
- なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会局の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。
- (2) 書面監査について
- 対象機関に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、監査委員が書面により令和6年6月28日および令和7年2月12日に実施した。

第2 監査の結果

1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は463件であった。なお、勧告事項はなかった。

区分	本庁				出先				計			
	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計
予算関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入関係	0	1	14	15	0	9	23	32	0	10	37	47
支出関係	0	5	73	78	0	2	42	44	0	7	115	122
契約関係	0	7	41	48	0	1	59	60	0	8	100	108
工事関係	0	0	4	4	0	0	18	18	0	0	22	22
財産管理関係	0	18	55	73	0	14	57	71	0	32	112	144
その他	0	2	8	10	0	3	7	10	0	5	15	20
合計	0	33	195	228	0	29	206	235	0	62	401	463

※監査結果の処理区分は、次のとおりである。

「勧告事項」

指摘事項に該当するもののうち、次の全てについても該当するもの

- ・ 社会的または財政的な影響が大きいもの
- ・ 全庁的（組織的）な対応が求められるものであって、早急かつ確実な再発防止策を講じる必要があるもの

「指摘事項」

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

「指導事項」

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 普通会計

ア 総務部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
知事公室秘書課	6. 8.22	財産活用課	6. 8.22
知事公室広報広聴課	6. 8.22	情報公開・法制課	6. 8.22
財政課	6. 8.22	大学私学課	6. 8.22
税務課	6. 8.22	市町協働課	6. 8.22
人事課	6. 8.22		

β 出先機関

対象機関	実施年月日
福井県税事務所	6.12. 4

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(α) 収入関係

- ・ 昨年度に引き続き、庁舎維持管理負担金の算定を誤っているものがあった。2,866円を過少に調定し、後日追加徴収していたほか、90,074円を過大に調定し、過大徴収分7,211円を後日還付していた。（財産活用課）

(β) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。（修繕費 115,500円）（知事公室広報広聴課）

β 指導事項が24件認められた。

イ 未来創造部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
未来戦略課	6. 8. 8	新幹線・交通まちづくり局 新幹線建設推進課	6. 8. 8
DX推進課	6. 8. 8	新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課	6. 8. 8
女性活躍課	6. 8. 8	新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課	6. 8. 8
県民協働課	6. 8. 8	統計調査課	6. 8. 8
新幹線・交通まちづくり局 新幹線政策連携室	6. 6.28		

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局（若狭）	6.11.15	京都事務所	6.10.25
嶺南振興局（二州）	6.11. 6	大阪事務所	6.10.25
東京事務所	7. 2.12	生活学習館	7. 2.12
名古屋事務所	7. 2.12		

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(α) 支出関係

- ・ 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。（嶺南振興局（二州））

(β) 契約関係

- ・ 昨年度に引き続き、委託業務にかかる特定調達において、落札者等の公示が遅れているものがあった。（DX推進課）
- ・ 歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、委託料にかかる執行伺の作成を失念し、契約締結前に業務に着手させているものがあった。（DX推進課）

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車の事故（物損１件）により、損害賠償金の支払が発生していた。
（損害賠償額 ７２,３００円）（新幹線・交通まちづくり局地域鉄道課）

b 指導事項が３０件認められた。

ウ 防災安全部

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	６. 6.28	消防保安課	６. 7.26
県民安全課	６. 7.26	原子力安全対策課	６. 7.26
危機管理課	６. 7.26		

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
消防学校	６. 9. 3	原子力環境監視センター	7. 2.12

(イ) 結果

a 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
（修繕費 ２５８,６６５円）（危機管理課）
- ・ 公用車の事故（物損１件）により、損害賠償金の支払が発生していた。
（損害賠償額 １７１,１３６円）（消防保安課）

b 指導事項が７件認められた。

エ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	６. 6.28	新幹線開業課	６. 7.29
魅力創造課	６. 7.29	文化・スポーツ局文化課	６. 7.29
定住交流課	６. 7.29	文化・スポーツ局スポーツ課	６. 7.29
観光誘客課	６. 7.29	文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課	６. 7.29

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
恐竜博物館	6.11.20	一乗谷朝倉氏遺跡博物館	6.11.13
歴史博物館	6.10.21	福井運動公園事務所	7. 2.12
美術館	6.11.26	武道館	6.11.26
若狭歴史博物館	7. 2.12		

(イ) 結果

a 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- ・ 資金前渡した通信運搬費について、資金前渡職員口座からの払出しが遅れたため、職員が立替払しているものがあった。（観光誘客課）

(b) 契約関係

- ・ 歳出予算を執行する際は、事前に執行何を作成し決裁を受けなければならないが、委託料に係る執行何の作成を失念し、契約締結前に業務に着手させているものがあった。（観光誘客課）

（文化・スポーツ局文化課）

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車の事故（人身・物損２件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。（損害賠償額 １,４１０,７３８円・修繕費 ４２２,１６９円、損害賠償額 ４０２,６０５円）（観光誘客課）
- ・ 公用車の事故（物損１件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。（損害賠償額 １４２,２９３円・修繕費 ２１０,１０８円）（文化・スポーツ局文化課）
- ・ 公用車の事故（人身・物損１件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。（損害賠償額 ８７,７４４円・修繕費 ７７,０７８円）（文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課）

b 指導事項が６２件認められた。

オ エネルギー環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	６. 6.28	循環社会推進課	６. 7.26
エネルギー課	６. 7.26	自然環境課	６. 7.26
環境政策課	６. 7.26		

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
自然保護センター	6.10.25	年縞博物館	6.10.30
海浜自然センター	6.10.30		

(イ) 結果

a 指摘事項は認められなかった。

b 指導事項が１１件認められた。

カ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6. 6.28	児童家庭課	6. 8. 5
地域福祉課	6. 8. 5	健康医療局健康政策課	6. 8. 5
長寿福祉課	6. 8. 5	健康医療局地域医療課	6. 8. 6
障がい福祉課	6. 8. 5	健康医療局保健予防課	6. 8. 5
こども未来課	6. 8. 5	健康医療局 医薬食品・衛生課	6. 8. 6

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井健康福祉センター	7. 2.12	こども療育センター	7. 2.12
坂井健康福祉センター	7. 2.12	児童・女性相談所	6.12. 3
奥越健康福祉センター	7. 2.12	嶺南振興局 敦賀児童相談所	6. 9. 5
丹南健康福祉センター	6. 9.10	和敬学園	7. 2.12
嶺南振興局 二州健康福祉センター	7. 2.12	看護専門学校	7. 2.12
嶺南振興局 若狭健康福祉センター	6.11. 7	衛生環境研究センター	6. 9. 3
総合福祉相談所	6.12. 3		

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- ・ 前回監査において指導された補助金交付事務マニュアルの記載誤りについて、是正していなかった。(長寿福祉課)
- ・ 補助金について、交付決定が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。(児童家庭課)

(b) 契約関係

- ・ 指名競争入札において、最低制限価格の算定に必要な基準額の入力を誤ったため、入札を無効としたものがあった。(こども未来課)
- ・ 委託契約において、契約金額に変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。(児童家庭課)

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 158,719円)(嶺南振興局二州健康福祉センター)
- ・ 通帳を紛失したと誤認し、取引明細表発行手数料を支出していた。また、通帳発行手数料を職員が立替払していた。(和敬学園)

(d) その他

- ・ 令和4年度に発注しなければならない工事について、契約手続を失念し契約締結が年度を超え大幅に遅れたことにより、資材等の価格高騰と供給不足の影響を受け、当初の予算額と工期で施工できなくなっていた。(地域福祉課)

- ・ 国から発出された債権発生通知を未処理のまま保管し、福井市および永平寺町への納付書の送付が遅れたことにより、福井市に延滞金1,199円が発生していた。(障がい福祉課)

β 指導事項が40件認められた。

キ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6. 6.28	産業技術課	6. 7.22
経営改革課	6. 7.22	商業・市場開拓課	6. 7.22
労働政策課	6. 7.22	国際経済課	6. 7.22
成長産業立地課	6. 7.22		

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井産業技術専門学院	7. 2.12	工業技術センター	6.11.29
敦賀産業技術専門学院	6. 9. 5		

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- ・ 請求金額の確認不足により、補助金1件8,000円を過大に交付し、後日返納させていた。(労働政策課)

(b) 契約関係

- ・ 委託料に係る執行伺の作成が遅れ、契約締結前に業務に着手させているものがあった。(商業・市場開拓課)

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 318,461円、126,500円)(成長産業立地課)

β 指導事項が19件認められた。

ク 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6. 6.28	農村振興課	6. 7.25
流通販売課	6. 7.25	農地保全整備課	6. 7.25
福井米戦略課	6. 7.25	水産課	6. 7.25
園芸振興課	6. 7.25	県産材活用課	6. 7.25
中山間農業・畜産課	6. 7.25	森づくり課	6. 7.25

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井農林総合事務所	6.11.11	畜産試験場	7. 2.12
坂井農林総合事務所	6.10. 3	家畜保健衛生所	6. 9. 3
奥越農林総合事務所	6.10.10	水産試験場	6.11.27
丹南農林総合事務所	6.11.18	越前漁港事務所	7. 2.12
農業試験場	7. 2.12	総合グリーンセンター	7. 2.12

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。(中山間農業・畜産課)

(b) 財産管理関係

- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(流通販売課)
- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(水産課)
- 公用車および地下駐車場設備を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(県産材活用課)
- 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(福井農林総合事務所)
- 公用車の事故(人身・物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 3,080,775円、963,088円・修繕費 165,000円)(丹南農林総合事務所)
- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(畜産試験場)

(c) その他

- 国有林管理の瑕疵により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 111,000円)(坂井農林総合事務所)

β 指導事項が55件認められた。

ケ 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6. 6.28	砂防防災課	6. 8.19
土木管理課	6. 8.19	港湾空港課	6. 8.19
道路建設課	6. 8.19	都市計画課	6. 8.19
高規格道路課	6. 8.19	建築住宅課	6. 8.19
道路保全課	6. 8.19	公共建築課	6. 8.19
河川課	6. 8.19		

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井土木事務所	6.11.12	嶺南振興局 小浜土木事務所	6.10.18
三国土木事務所	6.10.29	吉野瀬川ダム建設事務所	6.10. 8
奥越土木事務所	6.10.18	福井港湾事務所	6. 9.11
丹南土木事務所	6.11.25	嶺南振興局 敦賀港湾事務所	7. 2.12
嶺南振興局 敦賀土木事務所	6.10.17	福井空港事務所	6. 9.27

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 収入関係

- 手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。(福井土木事務所)
- 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあった。(福井土木事務所)
- 道路占用料等の調定で著しく遅れているものがあった。(福井土木事務所)
- 戻入処理しなければならない当年度支出に係る登録免許税の還付について、歳入調定し雑入で受け入れていた。(三国土木事務所)
- 工事に係る負担金について、誤って次年度の予定額で請求し、収納したものがあつた。(嶺南振興局敦賀土木事務所)

(b) 財産管理関係

- 不注意によりパソコンを損傷し、修繕費を支出していた。(港湾空港課)
- 通帳を紛失し、再発行に要する諸経費3,850円を支出していた。(港湾空港課)
- 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 1,041,137円・修繕費 491,608円)(公共建築課)
- 公用車の事故(物損3件)により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。また、うち1台が廃車せざるを得なくなっていた。(損害賠償額 405,680円・修繕費 99,000円・車両運搬費 225,280円・修繕費 98,692円、18,744円)(丹南土木事務所)

β 指導事項が49件認められた。

コ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
審査指導課	6. 8.21	工事検査課	6. 8.21
会計課	6. 8.21		

(イ) 結果

- a 指摘事項は認められなかった。
- b 指導事項が8件認められた。

サ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
教育政策課	6. 7.23	義務教育課	6. 7.23
教職員課	6. 7.23	生涯学習・文化財課	6. 7.23
高校教育課	6. 7.23	保健体育課	6. 7.23

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南教育事務所	7. 2.12	美方高等学校	7. 2.12
生涯学習センター	7. 2.12	若狭高等学校	6.11. 7
教育総合研究所	7. 2.12	福井農林高等学校	7. 2.12
特別支援教育センター	7. 2.12	科学技術高等学校	7. 2.12
図書館	6.11.13	敦賀工業高等学校	6.11.22
こども歴史文化館	6. 9. 3	福井商業高等学校	6.12. 4
奥越高原青少年自然の家	7. 2.12	坂井高等学校	7. 2.12
芦原青年の家	6. 9.27	奥越明成高等学校	7. 2.12
鯖江青年の家	6. 9.10	武生商工高等学校	7. 2.12
三方青年の家	7. 2.12	若狭東高等学校	7. 2.12
藤島高等学校	7. 2.12	道守高等学校	7. 2.12
高志高等学校	7. 2.12	盲学校	7. 2.12
羽水高等学校	6.10.21	ろう学校	6.12. 3
足羽高等学校	6.12. 4	福井特別支援学校	6.12. 3
三国高等学校	7. 2.12	福井南特別支援学校	6.12. 4
金津高等学校	7. 2.12	福井東特別支援学校	7. 2.12
丸岡高等学校	6.10.16	清水特別支援学校	6.10.28
大野高等学校	7. 2.12	嶺北特別支援学校	6.10.16
勝山高等学校	7. 2.12	奥越特別支援学校	7. 2.12
鯖江高等学校	6. 9.24	南越特別支援学校	7. 2.12
丹生高等学校	7. 2.12	嶺南東特別支援学校	7. 2.12
武生高等学校	6. 9.13	嶺南西特別支援学校	7. 2.12
武生東高等学校	6. 9.13	高志中学校	7. 2.12
敦賀高等学校	6.11.22		

(イ) 結果

a 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 収入関係

- ・ 施設使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものが複数あった。

(芦原青年の家)

- ・ 行政財産使用許可に係る電気料個人負担金について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあった。

(敦賀工業高等学校)

(b) 支出関係

- ・ 報償費について、債権者を誤って支出し、後日返納を受けているものがあつた。

(武生商工高等学校)

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 282,722円)

(保健体育課)

(d) その他

- ・ 著作権等の侵害により、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 300,000円)

(若狭高等学校)

b 指導事項が69件認められた。

シ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
監査委員事務局	6. 7.16	労働委員会事務局	6. 7.16
人事委員会事務局	6. 7.16		

(イ) 結果

指摘事項および指導事項は認められなかった。

ス 公安委員会
(ア) 対象機関および実施年月日
a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
総務課	6.8.20	捜査第二課	6.8.20
県民サポート課	6.8.20	組織犯罪対策課	6.8.20
警務課	6.8.20	鑑識課	6.8.20
会計課	6.8.20	科学捜査研究所	6.8.20
厚生課	6.8.20	機動捜査隊	6.8.20
監察課	6.8.20	交通企画課	6.8.20
留置管理課	6.8.20	交通指導課	6.8.20
情報技術企画課	6.8.20	交通規制課	6.8.20
生活安全企画課	6.8.20	運転免許課	6.8.20
地域指導課	6.8.20	交通機動隊	6.8.20
人身安全・少年課	6.8.20	高速道路交通警察隊	6.8.20
生活環境課	6.8.20	公安課	6.8.20
サイバー犯罪対策課	6.8.20	警備課	6.8.20
地域機動警察隊	6.8.20	機動隊	6.8.20
刑事企画課	6.8.20	原子力施設警備隊	6.8.20
捜査第一課	6.8.20	警察学校	6.8.20

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	7.2.12	坂井西警察署	7.2.12
福井南警察署	6.10.28	鯖江警察署	6.9.10
大野警察署	6.10.25	越前警察署	6.9.24
勝山警察署	6.11.20	敦賀警察署	6.11.22
あわら警察署	7.2.12	小浜警察署	7.2.12
坂井警察署	7.2.12		

(イ) 結果
a 指摘事項が次のとおり認められた。
(a) 収入関係
・ 手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。また、手数料を誤って収納し、後日、過誤納金として還付しているものがあった。(あわら警察署)
・ 手数料納付システム利用により納付された手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。(小浜警察署)
(b) 財産管理関係
・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 104,500円・修繕費 64,482円)(監察課)
・ 公用車を損傷し、修繕費および車両引上げ手数料の支払が発生していた。(修繕費等 134,035円、9,900円)(地域機動警察隊)
・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 112,277円)(組織犯罪対策課)

・ 公用車の事故(物損3件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 317,812円・修繕費 96,602円、損害賠償額 216,282円、修繕費 126,720円)(福井警察署)
・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 152,998円・修繕費 466,367円)(大野警察署)
・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 326,183円、198,385円)(勝山警察署)
・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 152,900円、62,359円、1,100円)(坂井警察署)
・ 公用車の事故(人身・物損1件、物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 713,876円、修繕費 63,239円)(鯖江警察署)
・ 公用車およびアーケード支柱を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 272,619円、99,000円)(越前警察署)
・ 公用車の事故(物損4件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 61,380円・修繕費 200,000円、修繕費 184,254円、29,480円、6,600円)(敦賀警察署)
・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 413,919円、172,733円、99,920円)(小浜警察署)
(c) その他
・ 故障車両移動中に個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 88,519円)(福井南警察署)

b 指導事項が21件認められた。

セ 議会局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
議会局	6.8.21

(イ) 結果
a 指摘事項は認められなかった。
b 指導事項が1件認められた。

(2) 公営企業会計

ア 公営企業

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県立病院 (病院事業会計)	6. 8. 6	長寿福祉課 (病院事業会計)	6. 7. 17
公営企業課 (工業用水道事業会計) (水道用水供給事業会計) (臨海工業用地等造成事業会計) (臨海下水道事業会計)	6. 7. 17	河川課 (流域下水道事業会計)	6. 7. 17

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(α) 契約関係

- ・ 委託契約において、契約金額に変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。
(県立病院 (病院事業会計))

β 指導事項が5件認められた。

3 指導事項

指導事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 収入関係

- ・ 庁舎維持管理負担金や電気料個人負担金の算定を誤り過大に徴収し、還付しているものがあった。

(2) 支出関係

- ・ 補助金額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあった。
- ・ 通信料等の支払手続を失念し、納付期限を過ぎて支払っているものがあった。

(3) 契約関係

- ・ 委託契約において、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていないものがあった。
- ・ 委託契約において、契約書に定める別紙を添付していないものがあった。

(4) 工事関係

- ・ 工事検査は、契約担当者または契約担当者から検査を命じられた工事検査職員が行わなければならないが、他の職員が行っているものがあった。
- ・ 工事設計委託の変更において、3割を超える契約金額の増加があったにもかかわらず、契約保証金の増額をしていないものがあった。

(5) 財産管理関係

- ・ 委託等により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをせず、台帳への登記も行っていないものがあった。
- ・ 新たに取得した建物等について、公有財産台帳を整備していないものがあった。

(6) その他

- ・ 財務書類を紛失しているものがあった。

4 重点事項等

指導事項等の主なものは、次のとおりである。

(1) 定期監査 (財務監査)

ア 現金等の取扱いについて

- ・ 郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。
- ・ 現金領収した手数料について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。

イ 物品の管理について

- ・ 備品について、保管転換手続をしていないものがあった。
- ・ 新たに取得した備品について、台帳に登録していないものや、二重に登録しているものがあった。

(2) 行政監査

ア 職場内の防災対策について

- ・ 事務室内の防災対策が不十分な所属があった。
- ・ 職場巡視点検結果を安全管理担当部署へ報告していなかった。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

1 支出事務、契約事務、財産管理事務を中心に、依然として軽微な誤りや基本的な手続誤りが多く発生している。特に、本庁においては補助金関係に、出先機関においては契約事務関係に誤りが発生しやすい傾向にある。また、一部の所属では、前年度の監査で適切な措置を講じることを求められたにもかかわらず、依然として改善されていなかった。所属長自らが当事者意識を持ち、速やかに適切な措置を講じられたい。

2 補助金について、履行確認や検査が適切に行われなかったなどの理由により、過大に交付している事案が一部の所属に認められた。また、交付事務マニュアルに基づく事業者の実績報告書を徴していないなど、手続の不備も認められた。諸規程に基づき適正に事務を執行されたい。

3 地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としており、やむを得ず特命随意契約とする場合においても、競争が可能な部分は分割して契約を行うなど、競争性の確保に努められたい。

特にシステムや設備等の保守・点検業務においては、業者が固定される傾向が見られる。他業者の参入の可能性について十分に検討を行うなど、より公平性の確保に努めていただきたい。

また、今回、一括して発注可能である契約を分割し、一定金額以内とすることにより随意契約としていたり、見積書を徴さずに契約していた所属があったので、公正性や経済性の確保の観点から適切に事務を執行されたい。

4 現金等の取扱いについて、領収した現金の指定金融機関への払込遅延や、資金前渡した経費の精算遅れなど、手続に不備がある所属が認められた。また、現金等の管理が適正でない所属もあり、紛失や盗難等の事故防止の観点から、厳正な管理を徹底し、慎重かつ確実に取り扱われたい。

5 物品管理については、購入や廃棄、保管転換などの手続に誤りが見られたほか、物品の所在が確認できないなど管理が適正に行われていない所属が散見された。

令和7年度から稼働する新財務会計システムに管理データを移行するこのタイミングで、今一度、現物を確認し、実態に合わせて台帳を整理されたい。

6 収入事務については、金額の算定誤りが多く認められた。これらは、事後の手続において、債務者に負担をかけることとなり、県民の信頼を損なうものである。組織的なチェック体制の強化に努められたい。

また、県税をはじめとする収入未済については、納税催促や滞納処分などを積極的に実施し、収入確保に取り組んでいるが、回収可能な債権が欠損に至ることがないよう、適切な債権管理を徹底されたい。

7 公用車の事故については、安全確認の不備によるものが非常に多い。今回、発生した事故のうち、3分の1が駐車場で起きたものである。また、県側の過失割合が大きい事故も多数発生した。公用車を運転する際には周囲に十分注意を配り、同乗者がいる場合は誘導を依頼して安全を確保するなど、事故を未然に防止するための取組を徹底されたい。

8 職場内の防災対策については概ね適切に行われていたが、一部の所属において、棚等の転倒防止策が十分ではないと見受けられた箇所があった。地震による負傷者の約半数は、棚類の転倒・落下が原因であることから、被害を最小限にとどめるためにも、所属でできる経済的かつ効果的な対策を速やかに実施されたい。

9 各所属における内部統制の取組において、日常的モニタリングとして実施している自己点検が形骸化している所属や、リスクの評価が適正でない所属が複数認められた。国費受入手続の不備のような同様の誤りを繰り返すことのないよう、各所属においてはリスクをしっかりと把握するとともに、リスクが発現した場合には速やかに原因やその背景を分析し、再発防止のための具体的な改善策を講じられたい。

また、令和7年度からは新財務会計システムの稼働や電子契約の導入など、財務事務を執り行う環境が一新される。事務処理の混乱によりミスが生じることがないよう、所属全体で執行体制の整備に取り組まれたい。

10 事業を推進するにあたっては、常に県民の目線に立ち、かつ、経済性・効率性・有効性の視点から現状と課題を分析するとともに、様々なアプローチから対応策を検討し、実行していくことが重要である。

例えば、長期間活用されていない県有財産については、所管する部局の垣根を越えた利活用を図ることにより、遊休状態の解消が進むことが期待できる。文化施設等への誘客促進についても、関係する部局が協力して仕掛けを用意し、連携したプロモーションを展開することにより相乗効果を生み出すことができる。また、情報発信については、SNSの活用が進んでいるが、アクセス数が伸びていないなど、その利点を十分に発揮できていないものも見受けられており、伝えたい相手に伝えたい情報が効果的に届けられるよう工夫を重ねていく必要がある。

各所属においては、事業の成果や課題を様々な角度から絶えず検証し、より経済性・効率性・有効性を発揮するものとなるよう努められたい。

福井県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項および第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月25日

福井県監査委員	山本 建
同	松崎 雄城
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

財政援助団体等監査の結果および意見

第1 監査の概要

財政援助団体等における財務に関する事務の執行が適正に行われているか、また、団体に対する県の指導、監督が適切に行われているか等について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、監査を実施した。

1 公表の対象団体

今回公表の対象とするものは、令和6年7月から令和7年2月までの間に監査を実施した35団体および当該団体に財政的援助等を行った県の所属（以下「所管所属」という。）である。

財政的援助等の種類別区分

対象団体を財政的援助等の種類により区分すると、次のとおりである。

財政的援助等の種類	団体数
県が資本金等の4分の1以上を出資・出えんしている団体 （以下「出資・出えん団体」という。）	12
県が公の施設の管理を行わせている団体 （以下「指定管理者」という。）	6
県が補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体 （以下「補助金等交付団体」という。）	30

※財政的援助等の種類が重複している団体があるため、実数は35団体である。

2 監査の主眼

令和5年度事業を対象とし、次の事項を主眼として監査を実施した。

（1）出資・出えん団体

関係法令等を遵守し、出資目的に沿った業務が適正かつ効率的に執行されているか。

（2）指定管理者

関係法令等を遵守し、協定事項に基づき適正に業務が履行され、効率的な運営がなされているか。

（3）補助金等交付団体

関係法令等を遵守し、補助金等の交付目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

（4）所管所属

団体への指導、監督が適切に行われているか。

団体への補助金等の交付事務が適正に行われているか。

3 監査の実施内容

対象35団体のうち、11団体については実地監査を、24団体については書面監査を実施した。

また、所管所属については書面監査を実施した。

（1）実地監査について

対象団体に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象団体の関係者から説明を受けて実施した。

（2）書面監査について

対象団体、所管所属に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、監査委員が書面により令和7年2月12日に実施した。

第2 監査の結果

1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要するものは、指摘事項5件（団体1件、所管所属4件）、指導事項40件（団体23件、所管所属17件）であった。なお、勧告事項はなかった。

※監査結果の処理区分は、次のとおりである。

《勧告事項》

指摘事項に該当するもののうち、次の全てについても該当するもの

- ・ 社会的または財政的な影響が大きいもの
- ・ 全庁的（組織的）な対応が求められるものであって、早急かつ確実な再発防止策を講じる必要があるもの

《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 監査の実施状況

（1）公立大学法人 福井県立大学

ア 実施年月日 令和6年8月7日

イ 監査事項

（ア）出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

時代の進展に即応した魅力ある学術文化の拠点として、広い視野に立った高度の専門的知識・技術を身に付けた創造力と実行力に富む人間性豊かな人材を養成するとともに、先端的な特色ある研究を推進し、その学術情報を社会へ開放することにより、福井県はもとより、我が国と世界の福祉の向上に寄与するため、大学を設置し、および管理すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
8,770,409,404 円	8,770,409,404 円	100.0%

（イ）補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
公立大学法人福井県立大学施設整備費等補助金	182,356,900 円
高等教育修学支援事業補助金	80,288,600 円
未来協働プラットフォームふくい推進事業補助金	14,568,964 円

b 交付金

交付金の名称	交付金額
公立大学法人福井県立大学運営費交付金	2,792,489,000 円

ウ 結果

団体に対する指導事項が3件認められた。

（2）公益財団法人 ふくい産業支援センター

ア 実施年月日 令和6年8月7日

イ 監査事項

（ア）出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

中小企業の経営革新、創業の促進および経営基盤の強化等を総合的に支援するとともに県内企業の科学技術の研究開発、人材育成、ならびにデザイン振興を推進することにより、本

県産業の活性化・高度化を図り、もって本県経済の発展に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
2,855,304,000 円	2,167,827,000 円	75.9%

(イ) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和5年度指定管理料
福井県産業情報センター	R3.4.1～R8.3.31	101,497,000 円＋利用料金制
福井県中小企業産業大学校	R3.4.1～R8.3.31	44,774,000 円＋利用料金制

(ウ) 補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
ふくい産業支援センター運営費補助金	187,557,870 円
県内企業の DX 推進事業補助金	98,143,025 円
おもてなし産業魅力向上支援事業補助金	54,207,736 円
新事業チャレンジステップアップ事業補助金	11,000,000 円
U I ターン移住創業支援事業補助金	10,917,984 円
産業情報化支援事業費補助金	8,720,633 円
ふくい型ベンチャー・エコシステム強化事業補助金	8,355,472 円
ふくいの県産品マッチング機会創出支援事業補助金	8,133,515 円
総合相談窓口設置事業補助金	7,711,000 円
越境 EC を活用した販路開拓支援事業補助金	3,859,379 円
福井デザインアカデミー開催事業補助金	3,080,000 円
学生・若者起業チャレンジプロジェクト補助金	2,137,287 円
産業デザインプロデュース事業補助金	1,859,000 円
海外展示会等出展支援補助金	1,668,257 円

b 負担金

負担金の名称	負担金額
福井県海外事務所（上海）運営負担金	28,700,776 円

c 貸付金

(単位:円)

貸付金の名称	前年度末残高	当年度貸付額	当年度償還額	当年度末残高
ふくい地域経済循環ファンド	10,000,000,000	0	0	10,000,000,000
ふくいの逸品創造ファンド	6,000,000,000	0	0	6,000,000,000
小規模企業者等設備導入資金	53,711,441	0	22,166,862	31,544,579

d 損失補償

損失補償の名称	損失補償残額
小規模企業者等設備貸与事業損失補償	5,425,494 円

ウ 結果

指導事項が5件（団体4件、所管所属1件）認められた。

(3) 公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

ア 実施年月日 令和6年7月16日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

新規就農者への支援、農地中間管理事業、農林水産業に関する研修および教育等を行うことにより、農林水産業の担い手の確保および育成、農業経営基盤の強化の促進を図り、もって福井県の農林水産業の発展および環境の保全に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
802,040,000 円	651,000,000 円	81.1%

(イ) 補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
農地中間管理事業費補助金	82,021,729 円
農林漁業研修事業費補助金	25,934,000 円
新農業者育成確保促進事業費補助金	9,356,000 円
農地中間管理事業費補助金（特例事業）	688,000 円

b 貸付金

貸付金の名称	前年度末残高	当年度貸付額	当年度償還額	当年度末残高
就農支援資金	42,826,000 円	0 円	7,398,000 円	35,428,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(4) 一般財団法人 福井県産業廃棄物処理公社

ア 実施年月日 令和6年12月20日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

福井県内から排出される廃棄物の適正な処理を確保するために必要な施設を設置し、および管理し、もって県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与すること、ならびに公営企業の円滑かつ効率的な事業の推進を支援する事業および福井臨海工業地帯の振興に関する事業を行い、公共の福祉増進および福井県経済の活性化に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
1,455,000,000 円	1,152,500,000 円	79.2%

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(5) 株式会社 ハピラインふくい

ア 実施年月日 令和6年8月8日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

①旅客鉄道事業②一般土木・建築・電気工事の設計、監理および請負業③広告業④駐車場業⑤小売業⑥不動産管理業⑦旅行業⑧前各号に附帯関連する一切の事業を営

むこと。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
2,623,000,000 円	1,400,000,000 円	53.3%

(イ) 補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
並行在来線鉄道施設等整備支援事業補助金	36,240,440 円
並行在来線新駅設置支援事業補助金	16,400,921 円

ウ 結果

団体に対する指導事項が1件認められた。

(6) 公益財団法人 青少年育成福井県民会議

ア 実施年月日 令和6年12月20日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

次代の福井を担う青少年が、その誇りと責任を自覚し、自らの手で未来を開き、夢と希望に満ちて進むよう、青少年および青少年団体の健全育成を図り、もって郷土の進展に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
423,400,000 円	211,000,000 円	49.8%

(イ) 補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
青少年育成県民運動支援事業補助金	4,383,121 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(7) 公益財団法人 福井県消防協会

ア 実施年月日 令和6年12月20日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

消防思想の普及啓発に努めるとともに、消防職団員の教養訓練および福利厚生、消防施設等整備改善、消防活動等の強化充実を図り、もって社会の防災を防止し、郷土の安全と県民の福祉の増進に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
264,149,165 円	100,000,000 円	37.8%

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(8) 一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター

ア 実施年月日 令和6年12月20日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

認知症高齢者対策に関する事業を行うことにより、健康で生きがいのある福祉社会の実現に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
50,000,000 円	50,000,000 円	100.0%

(イ) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和5年度指定管理料
福井県立すこやかシルバー病院	R3.4.1～R8.3.31	交付金

(ウ) 補助金等の概要

a 交付金

交付金の名称	交付金額
診療報酬等交付金	605,300,783 円
政策医療交付金	105,174,000 円

ウ 結果

指導事項が2件(団体1件、所管所属1件)認められた。

(9) 公益財団法人 福井県臓器移植推進財団

ア 実施年月日 令和6年12月20日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

臓器移植の推進のための、臓器移植に関する県民への普及啓発、臓器移植希望者への支援および移植医療体制の整備等を行い、もって県民の健康および福祉の向上に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
63,600,000 円	30,000,000 円	47.1%

(イ) 補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
臓器移植コーディネーター活動費補助金	5,736,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(10) 公益財団法人 福井県生活衛生営業指導センター

ア 実施年月日 令和6年12月20日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

福井県における生活衛生関係営業の経営の健全化および振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者または消費者の利益の擁護を図ること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
5,000,000 円	2,000,000 円	40.0%

(イ) 補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
生活衛生関係営業対策事業費補助金	17,267,185 円
生活衛生関係営業振興事業補助金	3,000,000 円

ウ 結果

指導事項が3件（団体2件、所管所属1件）認められた。

(11) 福井県酪農農業協同組合連合会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

会員が協同してその事業の振興を図り、もってその組合員の生乳価格形成の合理化と酪農業の健全な発達を促進し、社会的地位の向上に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
93,692,000 円	43,912,000 円	46.8%

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(12) 公益財団法人 福井県林業従事者確保育成基金

ア 実施年月日 令和6年12月20日

イ 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

福井県内において、林業従事者の就業環境を整備し、安定確保を図るとともに、本基金により実施する各種事業を通じ、森林資源の適正な管理等による公益的機能の増大、地域経済の発展、ひいては県民生活の向上に資すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
1,321,442,888 円	973,319,500 円	73.6%

(イ) 補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
森林整備担い手確保育成総合対策事業補助金	2,900,000 円

b 貸付金

貸付金の名称	前年度末残高	当年度貸付額	当年度償還額	当年度末残高
林業就業促進資金	6,541,000 円	0 円	2,159,000 円	4,382,000 円

ウ 結果

指導事項が2件（団体1件、所管所属1件）認められた。

(13) 一般社団法人 福井県クレール射撃協会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和5年度指定管理料
福井県立クレール射撃場	R3.4.1～R8.3.31	2,750,000 円＋利用料金制

ウ 結果

(ア) 団体および所管所属に対する指摘事項が、次のとおり認められた。

- ・ 指定管理者として管理を行っている福井県立クレール射撃場の利用料金について、条例で定める限度額を超えた料金を徴収していた。
- ・ 指定管理者に管理を行わせている福井県立クレール射撃場の利用料金について、条例で定める限度額を超えて設定されていることに気付かず承認していた。（スポーツ課）

(イ) 団体に対する指導事項が1件認められた。

(14) 学校法人 金井学園

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和5年度指定管理料
福井県立馬術競技場	R3.4.1～R8.3.31	5,000,000 円＋利用料金制

(イ) 補助金等の概要

a 補助金

補助金の名称	補助金額
私立高等学校教育振興補助金	523,213,130 円
私立中学校教育振興補助金	54,969,382 円
外国人介護福祉士確保促進事業補助金	14,400,000 円
未来協働プラットフォームふくい推進事業補助金	8,066,147 円
私立専修学校等教育振興補助金	4,114,500 円
高等教育修学支援事業補助金	3,960,200 円
私立専門学校地域人材育成支援事業補助金	2,066,368 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(15) 坂井市シルバー人材センター・休暇村協会グループ

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和5年度指定管理料
福井県越前三国オートキャンプ場	R3.4.1～R8.3.31	利用料金制

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(16) ふくい福祉事業団・丹青社 福井県児童科学館運営共同事業体

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和5年度指定管理料
福井県児童科学館	H31.4.1～R6.3.31	339,543,605 円＋利用料金制

(イ) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
社会福祉施設等における感染拡大防止対策事業補助金	290,400 円

ウ 結果

(ア) 所管所属に対する指摘事項が次のとおり認められた。

・補助金について、適正な検査をしていなかったため、400円を過大に交付していた。

(児童家庭課)

(イ) 所管所属に対する指導事項が1件認められた。

(17) 一般社団法人 福井県私立学校退職金基金社団

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
福井県私立学校退職金基金社団補助金	62,340,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(18) 京福バス 株式会社

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
地域公共交通キャッシュレス化推進事業補助金	190,299,364 円
生活バス路線維持対策事業補助金	112,358,000 円
路線バス半額利用キャンペーン事業補助金	11,436,900 円
交通事業者等への緊急支援事業補助金	5,631,000 円
着地型観光バスツアー準備事業補助金	4,000,000 円
越美北線・広域路線バス相互利用促進事業補助金	518,660 円
交通事業者への緊急支援事業補助金	457,500 円

ウ 結果

(ア) 所管所属に対する指摘事項が次のとおり認められた。

・補助金について、適正な検査をしていなかったため、10,000円を過大に交付していた。

(交通まちづくり課)

(イ) 指導事項が4件(団体2件、所管所属2件)認められた。

(19) 公益社団法人 福井県バス協会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
公共交通における人材確保支援事業補助金	5,289,000 円

b 交付金

交付金の名称	交付金額
運輸事業振興助成交付金	13,816,000 円

ウ 結果

指導事項が3件(団体1件、所管所属2件)認められた。

(20) 一般社団法人 若狭湾観光連盟

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
嶺南地域産業育成支援事業補助金	15,000,000 円

b 負担金

負担金の名称	負担金額
嶺南地域産業育成支援事業負担金	9,940,000 円

ウ 結果

指導事項が2件(団体1件、所管所属1件)認められた。

(21) 芝政観光開発 株式会社

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
ふくいの魅力創造・発信応援事業補助金	10,000,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(22) 福井県高等学校体育連盟

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
全国高等学校体育大会派遣費補助金	34,614,674 円
競技力向上対策事業補助金	24,126,312 円
北信越高等学校体育大会派遣費補助金	14,520,217 円
北信越高等学校体育大会補助金	350,000 円
福井県高等学校体育連盟補助金	188,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(23) 福井県民生委員児童委員協議会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
地区民生委員協議会活動事業補助金	11,653,050 円
民生委員・児童委員活動強化事業補助金	262,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(24) 社会福祉法人 町屋福祉会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
介護施設等整備事業補助金	32,615,000 円
社会福祉施設におけるサービス継続支援事業補助金	8,927,000 円
幼児教育の質の向上のための ICT 化支援事業補助金	621,000 円
私立幼稚園等緊急環境整備事業補助金	92,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(25) 社会福祉法人 坂井福祉会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
軽費老人ホーム事務費補助金	16,391,949 円
社会福祉施設におけるサービス継続支援事業補助金	1,647,000 円
結核予防事業補助金	78,926 円

ウ 結果

所管所属に対する指導事項が1件認められた。

(26) 有限会社 あんしん村グループ

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
社会福祉施設におけるサービス継続支援事業補助金	5,527,000 円
交通事業者等への緊急支援事業補助金	25,000 円

ウ 結果

所管所属に対する指摘事項が次のとおり認められた。

・補助金について、申請額の誤りに気付かず、20,000円を過大に交付していた。

(長寿福祉課)

(27) 一般社団法人 福井県医師会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
地域医療連携システム構築事業補助金	58,966,000 円
医療体制推進事業補助金	7,200,000 円

ウ 結果

指導事項が3件(団体2件、所管所属1件)認められた。

(28) 特定非営利活動法人 親子関係支援センターやまりす

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
施設退所児童自立サポート事業費補助金	7,155,000 円
児童家庭支援センター運営費補助金	749,000 円
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助金	450,000 円

ウ 結果

指導事項が3件(団体2件、所管所属1件)認められた。

(29) 福井県商工会連合会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
小規模事業経営支援事業費補助金	589,574,189 円
企業活動分析による収益力強化事業補助金	90,398,352 円
オールふくい取引適正化推進事業補助金	3,100,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(30) 小浜商工会議所

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
小規模事業経営支援事業費補助金	37,173,991 円
オールふくい取引適正化推進事業補助金	838,930 円
地域連携創業支援事業補助金	772,054 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(31) 一般社団法人 福井県眼鏡協会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
眼鏡産業国内外販路拡大支援事業補助金	8,000,000 円

ウ 結果

指導事項が2件(団体1件、所管所属1件)認められた。

(32) 一般社団法人 福井県農業会議

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
福井県農業会議補助金	23,460,000 円
農業経営基盤強化促進対策事業費補助金	10,594,000 円

b 交付金

交付金の名称	交付金額
機構集積支援事業交付金	13,806,778 円

ウ 結果

指導事項が3件(団体1件、所管所属2件)認められた。

(33) 福井県燃油価格高騰緊急対策協議会

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
ふくいの農業生産緊急支援事業費補助金	9,272,237 円

ウ 結果

所管所属に対する指導事項が1件認められた。

(34) 春江町土地改良区

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
県単土地改良事業補助金	10,035,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(35) 株式会社 デイリーエッグツチダ

ア 実施年月日 令和7年2月12日

イ 監査事項

(ア) 補助金等の概要

α 補助金

補助金の名称	補助金額
意欲あるふくいの畜産支援事業補助金	6,855,000 円

ウ 結果

指摘・指導事項はなかった。

3 指導事項

(1) 団体に対する主な指導事項

- ・ 補助金交付事務マニュアルに定める適正な手続が執られていないものがあった。
10万円以上の特命随意契約を締結する際、理由書を作成していなかった。
10万円以上の金額を支出する場合は、原則、複数の業者から見積書を徴することとなっているが、1者からの見積書を徴し決定していた。
- ・ 金額を誤った実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していたものがあった。
- ・ 委託契約において、契約書に契約保証金の条項を定めていないものがあった。

(2) 所管所属に対する主な指導事項

- ・ 補助金交付事務マニュアルに定める適正な手続が執られていないにもかかわらず、検査を適としているものがあった。
- ・ 補助金交付要綱および交付事務マニュアルについて、記載内容が誤っているものがあった。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

1 出資・出えん団体

一部の団体において、内部規程に定められた事務手続が執られていないものが認められたので、規程の遵守を徹底されたい。

所管所属においては、各団体の会計処理や事務手続が適正に行われ、出資目的に沿った業務が効果的・効率的に実施されるよう、指導、監督に努められたい。

2 指定管理者

条例に定める限度額を超えた料金を徴収している団体があったほか、一部の団体において、内部規程に定められた事務手続が執られていないものが認められた。

指定管理者においては、条例や基本協定書、内部規程に基づき適正な事務執行を徹底するとともに、施設のさらなる利用促進および利用者サービスの向上に努められたい。

所管所属においては、指定管理者の業務が基本協定書等に基づき適正に実施されるよう、事業報告書等による管理運営状況の的確な把握はもとより、定期的に実地調査を行い、適切な指導、監督を徹底されたい。

3 補助金等交付団体

一部の団体において、補助金等交付規則に基づく手続を誤っているものや交付事務マニュアル等に定められた事務手続が執られていないものが認められたので、適正な事務執行に努められたい。

また、補助対象事業の計画と実績が乖離しているものが認められたので、事業内容を十分に吟味し、実態に即した事業計画の作成に努められたい。

所管所属においては、各団体に対し不備があった事務手続等が改善されるよう指導を徹底されたい。また、適正な検査がされていないものや、補助対象経費の確認不足による過大交付が認められたので、再発防止を図られたい。

内水面漁場管理委員会指示

福井県内水面漁場管理委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、こい（マゴイおよびニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和7年2月25日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 此下 美千雄

第1 指示の内容

1 持ち出しの禁止

公共用水面およびこれと接続一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生している若しくは発生している疑いがあると福井県知事が認めた場合は、当該水域において、食用に供する場合、採捕した同一水域内で増殖行為を行う場合および福井県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。

この場合、福井県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

2 放流の制限

公共用水面およびこれと接続一体をなす水面にこいを放流する場合は、放流用のこいが(1)、(2)の全てを満たしていること。

(1) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたこいでないこと。

(2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたこいと水を介しての接触がないこと。

ただし、採捕したこいを採捕した同一水域内に再放流する場合は除く。

第2 指示の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

福井県内水面漁場管理委員会告示第1号

福井県内水面漁場管理委員会指示第7号に基づく水域の範囲を次のように定める。

令和7年2月25日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 此下 美千雄

- 1 早瀬川水系（久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖ならびにこれらの湖に接続する河川本流および支流）
- 2 九頭竜川水系（九頭竜川本流および支流）
- 3 大聖寺川水系。但し、福井県内の水域に限る。（大聖寺川、北潟湖ならびに接続する河川本流および支流）